第二百三条の五第一項第三号中「控除対象配偶者の」を「源泉控除対象配偶者の」に、「控除対象配偶者が」を「源泉控除対象配偶者が」に改め、同項第五号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第六号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同条第九項中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者」に、「控除対象配偶者等」を「源泉控除対象配偶者等」に改める。

第二百二十八条の四第四項中「第百二十七条」を「第百二十八条」に改める。

別表第二の注(一)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(一)(4)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「(これらの」を「(当該」に改める。

別表第三の注(一)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(一)(4)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「(これらの」を「(当該」に改める。

別表第四の注(一)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(一)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「(これらの」を「(当該」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「外国税額（第八十一条の五）」を「外国税額等（第八十一条の五・第八十一条の五の二）」に改める。

第二条第十二号の二及び第十二号の三中「及び」を「又は」に改め、同条第十二号の六中「次号及び第十二号の十五」を「以下この条」に改め、同号イ中「資本剰余金の額の減少に伴うもの及び」を削り、同号ロ中「第二十四条第一項第三号から第六号まで」を「第二十四条第一項第五号から第七号まで」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　解散による残余財産の分配

第二条第十二号の六を同条第十二号の五の二とし、同条第十二号の六の二を同条第十二号の五の三とし、同条第十二号の六の三を同条第十二号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

十二の六の二　株式交換等完全子法人　株式交換完全子法人及び株式交換等（株式交換を除く。）に係る第十二号の十六に規定する対象法人をいう。

第二条第十二号の六の四を同条第十二号の六の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十二の六の四　株式交換等完全親法人　株式交換完全親法人並びに株式交換等（株式交換を除く。）に係る第十二号の十六イ及びロに規定する最大株主等である法人並びに同号ハの一の株主等である法人をいう。

第二条第十二号の八中「及び合併」を「、合併」に、「資産を」を「資産及び合併の直前において合併法人が被合併法人の発行済株式等の総数又は総額の三分の二以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該合併法人以外の株主等に交付される金銭その他の資産を」に改め、同号ロ(1)中「に従事することが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を「（当該合併後に行われる適格合併により当該被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同号ロ(2)を次のように改める。

(2)　当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人（当該合併後に行われる適格合併により当該主要な事業が当該適格合併に係る合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の八八中「営む」を「行う」に改め、同条第十二号の九イ中「第十二号の十六」を「第十二号の十七」に改め、同条第十二号の十一中「株主等」を「発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等」に改め、同号ロ(1)中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を削り、同号ロ(2)中「に従事することが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を「（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の十一ハ中「営む」を「行う」に改め、同号に次のように加える。

ニ　その分割（一の法人のみが分割法人となる分割型分割に限る。）に係る分割法人の当該分割前に行う事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として政令で定めるもの

第二条第十二号の十四ロ(1)中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を削り、同号ロ(2)中「に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を「（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の十四八中「営む」を「行う」に改め、同条第十二号の十五の次に次の二号を加える。

十二の十五の二　株式分配　現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。

十二の十五の三　適格株式分配　完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

第二条第十二号の十八を同条第十二号の十九とし、同条第十二号の十七ロ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務（当該株式移転後に行われる適格合併又は当該株式移転完全子法人を分割法人若しくは現物出資